

高知大学学科長に関する規則

平成 17 年 3 月 29 日
規則 第 479 号

最終改正 平成 29 年 2 月 27 日規則第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 37 条第 2 項の規定に基づき高知大学における学科長に関し必要な事項を定める。

(学科長を置く学部)

第 2 条 学科長は、人文社会科学部、理工学部、医学部、農林海洋科学部及び地域協働学部の各学科に置く。

(職務)

第 3 条 学科長は、学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整を行う。

(選考の範囲及び方法)

第 4 条 学科長は、当該学科の専任担当の教授のうちから学部長が指名し学長が任命する。

(選考の時期)

第 5 条 学科長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学科長の任期が満了するとき。
- (2) 学科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学科長が欠員となったとき。

2 前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の 1 か月前までに、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、速やかに選考を行うものとする。

(任期)

第 6 条 学科長の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、第 5 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、学科長に関し必要な事項は当該学部教授会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日規則第 120 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 28 日規則第 46 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 163 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日規則第 88 号）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規則の第 2 条の規定にかかわらず、人文学部及び農学部の各学科に学生が在学する間は、第 2 条中「人文社会科学部」を「人文学部、人文社会科学部」に、「農林海洋科学部」を「農学部、農林海洋科学部」に読み替えるものとする。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日規則第 57 号）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規則の第 2 条の規定にかかわらず、理学部の各学科に学生が在学する間は、第 2 条中「理工学部」を「理学部、理工学部」に読み替えるものとする。